

可觀小説卷卅六

一、吉村宗利・豊田志摩の禁色説

葛巻昌興筆記之内披書

延寶八年將軍宣下の節指貫之事、吉村宗利へ御尋の處、宗利申候は禁色とは綾の地の事也。大臣の子孫元服の時、紫の龜甲の織紋の指貫被着之、是禁色也。色は紫淺黄、紋は鳥襷・藤丸何も無輕重と相見え候。攝關の衆淺黄に藤丸の指貫着せらる。又女官など禁色を許るれば、綾を紅にして袴にいたし候。尋常の衆は平絹の指貫也。是も十五歳より内は紫、以上は淺黄也。紋は鳥襷結構に相見え候。禁色不苦上には鳥襷可然と、此度尾州公御裝束の事に付申上候旨申候。

一、八月九日京都豊田志摩より、御誂の指貫の地到來。色は薄紫、紋は藤の丸二つもぢり、裏は平絹紫、結緒は白、且又夏の袍も到來す。是は油小路殿所持幸ひ新敷候て、地紋くつわから草に候事。十五日志摩參上仕候に付、高田十郎兵衛罷出で禁色の事相尋候處、色の儀にては無之候。綾地に大紋有之を申候。禁色と申事指貫迄にても無之、束帶

上の袴も白地にて候ても、紋有之候へば禁色と申候。裾も紋有之をば禁色と申候。又裏紫の事は、表薄紫に候故裏も紫に候。淺黄に候へば裏も淺黄に候。畢竟表に隨ひ申事に候由也。

一、大高檀紙と引合紙

大高檀紙と引合紙は、同紙に候や御尋の處、土師清太夫云。大高檀紙・中高檀紙・小高檀紙皆本名に候。引合紙と申は俗稱に候。細川幽齋の看獨書に、檀紙を引合紙と云は、中古嫁娶の儀申合候時、必以檀紙調之、證文に遣候に付て引合紙と申旨記され候。證文調様も古案に多く見えたりと云々。

一、前田利家末森後卷の軍裝

高徳公末森城御救被成候時、被爲召候御甲冑の事、冑はとつばいの烏帽子形にして長三尺計、鍔共に金也。鍔は金さねを白糸にて威せり。抑此甲冑は天正十一年九月、能州末森城に奥村伊豫永福をして守らしむ。佐々成政不意に起て攻之。高徳公・瑞龍公即日救之、成政敗績す。永福が守戰の功を賞美せられ、其日所建の鐘馗の旗・金の切裂の腰指及鍔・兜・兩佩刀、悉く永福に賜ふ。永福老後此鍔・兜を以て

次男因幡易英に傳へ與へたり。易英より壹岐庸禮受來れり。其の年微妙公へ告之、相公閣下御入府の始め獻之。於是再び公府に藏之。此來歴を公今枝民部近義に命じて其櫃に記せしむと云。鐘馗の旗以下は嫡孫伊豫傳來の處に、其の年災火あつて皆燬たり。但鐘馗の旗は寫有之て代々傳之。

一、野依・鶏冠井の訓み方
延寶八年七月葛巻仲四郎を以て、野依・鶏冠井此二つの苗字、よみ如何可相尋と命あり。木貞幹云。鶏冠井はかいでとよみ候様に承候。又洛陽西山の麓を西岡と申候。西岡に三十餘郷ありと俗に申候。西岡の内西南の山崎路の邊に、鶏冠井と申所有之と承候。西岡は多く公方近習衆の領分に候て、鶏冠井と申す氏、公方衆にありと覺え候。鶏冠木をかいでの木と和名抄に訓じ申候。其故鶏冠井をかいでと唱申か。又野依は親元日記に、野依若狹守と申者有之と覺え申候。大方はのりと唱可申かと也。土師清太夫正庸云。

相良壹岐守殿家臣に野依勤兵衛と申者有之、又松平丹波守殿家臣に鶏冠井次郎兵衛と申者有之、兩人共知人に候。外に唱有之か、其段は不存と云。

一、御精進あけの用字

同年五月廿九日御精進あけに付、本多政長以下使者を以て御肴獻上す。御書被下候に付土師正庸草案調進候所、精進退に付てと調之候。退と書てあくると訓候儀御不審候處、林道春より酒井空印へ書て送之義唱にて、しかも宜しとて殿中にも御用候よし、久保吉右衛門殿被申候旨言上す。貞幹には如何存候やと御尋に候。順庵云。先づ進退の二字熟字也。然るに精進退とあれば、打みるに進退と連續有之はみにくし。被退精進とかいては若不可苦か。退の字あくると訓も未知之、然共林家定て因有據て被用候かと。其後餘事御尋の儀に付、蔭涼軒日録を閱するに、精進解と云こと出づ。因て順庵云。解官など、申候へば字義も相叶、又あけとも可申か、又とくとも可申候と。依て此字御用被成候。

一、延寶八年の江都大風雨

同年閏八月六日巳時より未時に至り、江戸大風雨古今未會有之事と云。發屋拔木、深川・品川等沿海の地は人家破滅し、溺死九百餘人、深川八幡宮浸水九尺計也。是日御城内